

# 愛知学院大学学則

## 第1章 総 則

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学問の独立を全うし、真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本大学設立の趣旨である仏教精神、とくに禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価等に関することは、別にこれを定める。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3 本大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別にこれを定める。

第1条の4 本大学は、その教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第1条の5 本大学は、その教育研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する。

第2条 本大学は、愛知学院大学と称する。

第3条 本大学に、学部、大学院、留学生別科その他の教育研究組織を置く。

第3条の2 大学院、留学生別科その他の教育研究組織に関する学則及び規程は、別にこれを定める。

第4条 本大学に下記の学部及び学科を置き、修業年限は次のとおりとする。

学 部	学 科	修業年限
文 学 部	宗教文化学科 歴史学科 英語英米文化学科 日本文化学科 グローバル英語学科	4年
商 学 部	商 学 科 ビジネス情報学科(注)	4年
経 営 学 部	経営学科 現代企業学科(注)	4年
経 済 学 部	経済学科	4年
法 学 部	法律学科 現代社会法学科	4年
総 合 政 策 学 部	総合政策学科	4年
心 身 科 学 部	心理学科 健康科学科 健康栄養学科	4年
薬 学 部	医療薬学科	6年
歯 学 部	歯 学 科	6年

(注)平成 25 年 4 月から商学部ビジネス情報学科、経営学部現代企業学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止。なお、平成 26 年 4 月から同 2 年次編入、平成 27 年 4 月から同 3 年次編入の学生募集を停止する。

第 5 条 本大学に各学部に通ずる教養教育科目等の教育を一括して行うための組織として教養部を置く。

第 6 条 本大学各学部の第 1 年次に入学を許可する学生の定員、第 2 年次・第 3 年次に編入学を許可する学生の定員及び収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次	
文 学 部	宗 教 文 化 学 科	70名	2名	2名	290名
	歴 史 学 科	130名	1名	2名	527名
	英 語 英 米 文 化 学 科	110名	1名	2名	447名
	日 本 文 化 学 科	110名	1名	2名	447名
	グ ローバル英語学科	110名	2名	2名	450名
商 学 部	商 学 科	250名	2名	4名	1,014名
経 営 学 部	経 営 学 科	290名	2名	6名	1,178名
経 済 学 部	経 済 学 科	250名	2名	4名	1,014名
法 学 部	法 律 学 科	200名	2名	4名	814名
	現 代 社 会 法 学 科	105名	1名	3名	429名
総合政策学部	総 合 政 策 学 科	210名	3名	4名	857名
心身科学部	心 理 学 科	140名	3名	5名	579名
	健 康 科 学 科	145名	3名	5名	599名
	健 康 栄 養 学 科	80名			320名
薬 学 部	医 療 薬 学 科	145名	若干名		870名
歯 学 部	歯 学 科	125名	若干名		750名

## 第 2 章 教育課程（授業科目・単位数）

第 7 条 各授業科目の単位は、45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の演習をもって 1 単位とする。ただし、授業科目の種類によっては 15 時間の演習をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験・実習については、45 時間の実験・実習をもって 1 単位とする。ただし、授業科目の種類によっては 30 時間の実験・実習をもって 1 単位とすることができる。

(4) 実技については、45 時間の実技をもって 1 単位とする。

(5) 卒業論文・卒業制作等については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

2 薬学部専門教育科目については、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 実習・演習については 30 時間の実習・演習をもって 1 単位とする。

(3) 卒業研究については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

(4) 臨床実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

3 歯学部専門教育科目については、第 1 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習（臨床実習を除く）については、30時間の実習をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

第7条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第7条の3 本大学は、講義、演習、実験・実習又は実技による授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第8条 本大学の授業科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 文学部・商学部・経営学部・法学部・心身科学部心理学科の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

①教養教育科目

文学部（宗教文化学科・英語英米文化学科・日本文化学科）・商学部・経営学部・法学部・心身科学部心理学科の教養教育科目の授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

②専門教育科目

文学部（宗教文化学科・英語英米文化学科・日本文化学科）・商学部・経営学部・法学部・心身科学部心理学科の専門教育科目の授業科目及びその単位数は、別表2（甲・丁・戊）、3、4、6、7（甲）のとおりとする。

- (2) 経済学部の授業科目の区分は、別表5のとおりとする。
- (3) 総合政策学部の授業科目の区分は、別表8のとおりとする。
- (4) 心身科学部健康科学科の授業科目の区分は、別表7（乙）のとおりとする。
- (5) 心身科学部健康栄養学科の授業科目の区分は、別表7（丙）のとおりとする。
- (6) 薬学部の授業科目の区分は、別表9のとおりとする。
- (7) 歯学部の授業科目の区分は、別表10のとおりとする。
- (8) 文学部歴史学科の授業科目の区分は、別表2（丙）のとおりとする。
- (9) 文学部グローバル英語学科の授業科目の区分は、別表2（己）のとおりとする。
- (10) 全学部の授業科目に自由選択科目を置く。自由選択科目及びその単位数は、別表11のとおりとする。

2 本大学の卒業要件単位は、次のとおりとする。

(1) 文学部

宗教文化学科・英語英米文化学科・日本文化学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目36単位以上、専門教育科目76単位以上を含め、128単位以上とする。

歴史学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目40単位以上、専門教育科目80単位以上を含め、128単位以上とする。

グローバル英語学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目30単位以上、専門教育科目82単位以上を含め、128単位以上とする。

(2) 商学部・経営学部・経済学部・法学部

商学部・経営学部・経済学部・法学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目36単位以上、専門教育科目76単位以上を含め、128単位以上とする。

(3) 総合政策学部

総合政策学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目20単位以上、リテラシー科目34単位以上、基盤科目22単位以上、展開科目24単位以上、リサーチ・プロジェクト16単位を含め、128単位以上とする。

(4) 心身科学部

心理学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目36単位以上、専門教育科目76単位以上を含め、128単位以上とする。

健康科学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目24単位以上、専門教育科目92単位以上を含め、128

単位以上とする。

健康栄養学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 24 単位以上、専門教育科目 80 単位以上を含め、128 単位以上とする。

(5) 薬学部

薬学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位以上、専門教育科目 140 単位以上を含め、186 単位以上とする。

(6) 歯学部

歯学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位、専門教育科目 174 単位、計 220 単位とする。

なお、履修等に関する取り決めは別に定める。

第 8 条の 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合、その修得した単位を、前項により認定した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる。

3 他の大学又は短期大学における修得単位の認定に関する規定は、別にこれを定める。

第 8 条の 3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 4 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学(いずれも外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項の単位数は、編入学、転入学、学士入学及び再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 5 編入学者、転入学者又は学士入学者にあつては、前条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、第 2 年次入学者については 40 単位、第 3 年次入学者については 62 単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めたときは、編入学、転入学又は学士入学以前の大学等において修得した教職及び教科に関する科目、図書館司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目並びに社会教育主事に関する科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業要件単位に算入されない科目の単位については、前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

第 8 条の 6 本大学は、教育上有益と認めるときは、他の学部又は他の学科の授業科目を履修させることができる。

第 9 条 授業科目の成績評価は、AA・A・B・C・D・Eで表し、AA・A・B・Cを合格とし、D・Eを

不合格とする。

第10条 本学で取得できる教員免許状の種類及び教科は、別表12(甲)のとおりとする。なお、教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、別表12(乙)(丙)により教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第10条の2 (削除)

第11条 図書館司書の所要資格を得ようとする者は、別表13(甲)(乙)により図書館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第12条 博物館学芸員の所要資格を得ようとする者は、別表14(甲)(乙)により博物館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第12条の2 社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、別表14(丙)(丁)(戊)により社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める科目を履修しなければならない。

### 第3章 学年・学期・休日

第13条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第14条 本大学の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は代表教授会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学・休学・退学・転学・留学・復学・再入学・編入学・除籍・転籍

第15条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益と認めるときは、9月に入学を認めることができる。

第16条 本大学の学部第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めら

れる者

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑥ 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者で、その後本大学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑦ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第16条の2 本大学の学部第2年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部(健康栄養学科を除く)

- ① 学校教育法による短期大学を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学し、32単位以上を修得した者
- ③ 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- ④ 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者
- ⑤ 学校教育法による専修学校の修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了した者

(2) 薬学部・歯学部

- ① 学校教育法による大学を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に2年以上在学し54単位以上を修得した者

第16条の3 本大学の学部第3年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (3) 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (4) 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者
- (5) 学校教育法による専修学校の修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了した者

第17条 本大学に入学を志願できる者は、前3条の資格を有する者又はその年度の3月31日までにこれらの資格の取得を見込める者とする。

第18条 入学試験は、別に定める入学者受入方針に従ってこれを行う。

第19条 入学志願者は、所定の書類に別表15-1に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第20条 第16条から第16条の3までの入学志願者につき、選考のうえ合格者を定める。

- 2 合格者は、所定の期日までに入学学納金を納め、保証人連署の在学誓書その他所定の書類を提出しなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第21条 保証人は、日本国内に居住する成人であり、かつ、学生の父母その他の親族又は独立して生計を営む者であって、学生の在学中の一切の責任を負う者でなければならない。

第22条 学生又は保証人が、改名又は転居したときは、直ちに届けなければならない。ただし、改名した場合には、氏名変更を証明できる書類を添付し届出なければならない。

第23条 保証人が死亡し又は第21条の資格を失ったときは、直ちに他の人を以ってこれに替え、所定の手続きを取らなければならない。

第24条 学生が疾病又は避けることができない事由によって欠席するときは、直接授業担当教員に届出なければならない。欠席が2週間以上に亘るときは所定の欠席届に保証人が連署し、証明書類を添付し届出なければならない。ただし、歯学部2年生以上については別に定めることができる。

第25条 学生が疾病又はやむを得ない事由によって、3ヶ月以上修学することのできない場合は、保証人連署を以って所定の期間内に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学は同一年次において1年以内に限る。なお特別の事情がある者には、更に1年以内の休学を許可することができる。
- 3 休学の事由が解決したときは、遅滞なく復学を申し出て、その許可を得なければならない。
- 4 休学の願い出は、学期毎に行うこととする。

第25条の2 通算して休学できる期間は、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部については4年、薬学部・歯学部については6年とする。

第26条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、理由を付し保証人連署を以って学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者
- (2) 学納金納入期間を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者
- (3) 第25条第2項又は第25条の2に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 第31条に定める在学年限を超えた者
- (5) 死亡または長期にわたって行方不明の者

第27条 退学又は除籍された者が、その日から2年以内に再入学を願い出たときは選考のうえ、これを許可することがある。

- 2 再入学の取扱いに関する事項は、別にこれを定める。

第28条 (削除)

第29条 学生は、学長の許可を受けなければ他の学校に入学し、又は他の学校の入学試験を受けることができない。

第29条の2 学生は、本大学在学中、本人の教育上有益と認められ、学長が許可した場合に限り、本大学の認定する外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条及び第31条に定める修業年限に算入できる。

3 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第30条 他の学部又は学科に転籍を希望する者は、選考のうえこれを許可することができる。

2 転籍に関する規程は、別にこれを定める。

第31条 学生は、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部においては8年をこえて、薬学部・歯学部においては12年をこえて、在学することができない。ただし、休学期間はこれを算入しない。

2 第2年次に編入学することを許可された学生の修業年限は3年とし、在学年限は6年をこえることができない。ただし、薬学部・歯学部の第2年次に編入学することを許可された学生の修業年限は5年とし、在学年限は10年をこえることができない。

3 第3年次に編入学することを許可された学生の修業年限は2年とし、在学年限は4年をこえることができない。

第32条 学生の心得に関する規定は、別にこれを定める。

## 第5章 賞 罰

第33条 本大学学生で品行方正、学術優秀な者又は学生の模範となるべき行いをした者は、学長がこれを表彰することができる。

第34条 学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第35条 校舎及び器具等を破損したときは、相当の賠償をしなければならない。

## 第6章 試験・卒業及び称号

第36条 試験に関する規定は、別にこれを定める。

第37条 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部においては4年以上、薬学部・歯学部においては6年以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、別に定めるところにより、学位を授与する。

第38条 各学部の卒業生には、下記の区別に従い、学士の学位を授与する。

文学部卒業生は 学士（文学）

商学部卒業生は 学士（商学）

経営学部卒業生は 学士（経営学）



経済学部卒業生は	学士（経済学）
法学部卒業生は	学士（法学）
総合政策学部卒業生は	学士（総合政策学）
心身科学部卒業生は	学士（心身科学）
薬学部卒業生は	学士（薬学）
歯学部卒業生は	学士（歯学）

## 第7章 学納金

第39条 学納金は、別表15-2及び別表15-3の定めるとおりとする。

2 学納金の納入方法や納入期限などに関する事項については、別にこれを定める。

第39条の2 前条のほか、実験及び実習等に要する経費は、別にこれを定める。

第40条 休学の許可を受けた者については、休学期間中の学納金を徴収しない。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第40条の2 各学期の学納金の納入期限を過ぎてから休学又は退学する者は、その期の学納金を納入しなければならない。

第41条 学費の支弁が極めて困難であると認められるに至った学生に対しては、学業成績、操行、勤怠等を斟酌して授業料の全部又は一部を免除し、又は学年末まで猶予することがある。

第42条 すでに納めた授業料その他の学納金は、別に定める場合を除き返還しない。

第43条 （削除）

## 第8章 教職員組織

第44条 本大学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、司書、事務職員、技術職員、校医の教職員を置く。

2 本大学には、前項のほか、副学長、その他必要な教職員を置くことができる。

第45条 本大学の事務を処理するために下記の部課を置く。

大学事務局	庶務課	経理課	研究支援課
名城公園キャンパス事務局	名城公園キャンパス事務室		
教務部	教務課	歯学部事務室	薬学部事務室 大学院事務室
学生部	学生課		
キャリアセンター	就職課	キャリア支援課	
入試センター	入試広報課		
図書館情報センター			
地域連携センター			

第46条 本大学の職制に関しては、別に定めるところによる。

## 第9章 教授会

第47条 本大学に代表教授会及び学部教授会（教養部教授会を含む。以下同じ。）を置く。

2 代表教授会及び学部教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第47条の2 代表教授会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、入試センター部長、図書館情報センター館長、各学部長（教養部長を含む。）及び各学部（教養部を含む。以下同じ。）より選出された、別に定める員数の教授を以て組織する。ただし、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

2 学部教授会は、各学部の専任教授を以て組織する。ただし、各学部教授会の定めるところにより、准教授等の教育職員を加え若しくはその出席を求め、又はその他の職員の出席を求めることができる。

第47条の3 代表教授会及び学部教授会は、下記の事項について審議する。ただし、代表教授会は全学的な調整の立場から、学部教授会は当該学部の立場から審議するものとする。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、転籍、卒業、除籍及び賞罰に関する事項
- (3) 学生の試験及び単位に関する事項
- (4) 卒業論文及び学士号に関する事項
- (5) 学年暦に関する事項
- (6) 学生補導に関する事項
- (7) 学術研究に関する事項
- (8) 教育職員の採用及び資格昇任の選考に関する事項
- (9) 教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (10) その他の教育研究に関する事項

第47条の4 削除

## 第10章 図書館情報センター

第48条 本大学に図書館情報センターを置く。

第49条 図書館情報センターに関する規定は、別にこれを定める。

## 第11章 附属病院

第50条 本大学歯学部附属病院を置く。

第51条 附属病院に関する規定は、別にこれを定める。

## 第12章 科目等履修生・単位互換履修生（特別聴講学生）・開放講座聴講生・歯学部専攻生及び研究生

第52条 本大学所定の授業科目のうち一科目又は数科目につき履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生としてその科目の履修又は聴講を許可することがある。

第52条の2 科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

第53条 本学歯学部において教授の指導を受け特に専門教育科目につき研究しようとする者は、歯学部専攻生（以下専攻生という）・歯学部研究生（以下研究生という）として入学を許可することがある。

第53条の2 専攻生・研究生を志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学の歯学部又は歯科大学を卒業した者
- (2) 大学の医学部又は医科大学を卒業した者
- (3) 前2号以外の大学又は専門学校卒業者で、これと同等以上の学力があると認められた者

第53条の3 専攻生・研究生は、別表16により納付金を前納しなければならない。既納の納付金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第53条の4 第53条から第53条の3までに定めるもののほか、専攻生・研究生に関する規程は、別にこれを定める。ただし、特に規程に定めのない場合は、本学則を準用する。

### 第13章 外国人留学生・帰国学生

第54条 外国人・帰国生徒で本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考によって入学を許可することがある。

- 2 前項の選考によって入学を許可された学生を外国人留学生・帰国学生とする。
- 3 外国人留学生・帰国学生のうち、教育上必要があると認められた者の授業科目履修に関しては、特例として別表17（甲）（乙）に定める日本語及び別表18（甲）（乙）に定める日本事情に関する科目を開設する。
- 4 外国人留学生・帰国学生については、本学則を準用する。

### 第14章 公開講座

第55条 本大学は、必要に応じて公開講座を設ける。

### 第15章 厚生保健

第56条 本大学に厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

第57条 学生は、毎年所定の健康診断を受けなければならない。学長は、学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ又は登校を停止することがある。

第58条 学生が本大学の施設を利用しようとするときは、所定の手続を経なければならない。

### 第16章 改正手続

第59条 この学則の改正は、代表教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

本学則は、昭和28年4月1日から実施する。

本学則は、昭和32年4月1日から実施する。

本学則は、昭和35年4月1日から実施する。

本学則は、昭和36年4月1日から実施する。

本学則は、昭和37年4月1日から実施する。

本学則は、昭和39年4月1日から実施する。

本学則は、昭和43年4月1日から実施する。

本学則は、昭和44年4月1日から実施する。

本学則は、昭和45年4月1日から実施する。

本学則は、昭和46年4月1日から実施する。

本学則は、昭和48年4月1日から実施する。

本学則は、昭和49年4月1日から実施する。

本学則は、昭和50年4月1日から実施する。

本学則は、昭和51年4月1日から実施する。

本学則は、昭和56年4月1日から実施する。

本学則は、昭和57年4月1日から実施する。

(昭和57年度入学生から適用する)

本学則は、昭和58年4月1日から実施する。

本学則は、昭和59年4月1日から実施する。

本学則は、昭和60年4月1日から実施する。

本学則は、昭和61年4月1日から実施する。

(昭和61年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文学部	人
宗教学科	100
心理学科	120
歴史学科	120
国際文化学科	100
日本文化学科	100
商学部	
商学科	500
経営学部	
経営学科	500
法学部	
法律学科	500

本学則は、昭和62年4月1日から実施する。

(昭和62年度入学生から適用する)

本学則は、昭和63年4月1日から実施する。

(昭和63年度入学生から適用する)

本学則は、平成元年4月1日から実施する。

(平成元年度入学生から適用する)

本学則は、平成2年4月1日から実施する。

(平成2年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文学部	人
宗教学科	120
心理学科	120
歴史学科	120
国際文化学科	120
日本文化学科	100
商学部	
商学科	500
経営学部	
経営学科	500
法学部	
法律学科	500

本学則は、平成3年4月1日から実施する。

(平成3年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成3年度から平成10年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文学部	人
宗教学科	120
心理学科	120
歴史学科	120
国際文化学科	120
日本文化学科	120
商学部	
商学科	550
経営学部	
経営学科	550
法学部	
法律学科	550

本学則は、平成3年7月1日から実施する。

本学則は、平成4年4月1日から実施する。

(平成4年度入学生から適用する)

本学則は、平成5年4月1日から実施する。

(平成5年度入学生から適用する)

本学則は、平成6年4月1日から実施する。

(平成6年度入学生から適用する)

本学則は、平成7年4月1日から実施する。

(平成7年度入学生から適用する)

本学則は、平成8年4月1日から実施する。

(平成8年度入学生から適用する)

本学則は、平成9年4月1日から実施する。

(平成9年度入学生から適用する)

本学則は、平成10年4月1日から実施する。

(平成10年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成10年度及び平成11年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成11年度	平成10年度
	入学定員	入学定員
文学部	人	人
宗教学科	100	120
心理学科	120	120
歴史学科	120	120
国際文化学科	100	120
日本文化学科	100	120
商学部		
商学科	400	450
経営学部		
経営学科	400	450
法学部		
法律学科	400	450

本学則は、平成11年4月1日から実施する。

(平成11年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成11年度における入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文学部	人
宗教学科	120
心理学科	120
歴史学科	120
国際文化学科	120
日本文化学科	120
商学部	
商学科	450
経営学部	
経営学科	450
法学部	
法律学科	450

本学則は、平成12年4月1日から実施する。

(平成12年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文学部	人	人	人	人	人
宗教学科	120 (530)	119 (529)	116 (525)	113 (518)	110 (508)
歴史学科	120 (515)	119 (514)	116 (510)	113 (503)	110 (493)
国際文化学科	120 (525)	119 (524)	116 (520)	113 (513)	110 (503)
日本文化学科	120 (515)	119 (514)	116 (510)	113 (503)	110 (493)
商学部					
商学科	448 (1,988)	440 (1,878)	435 (1,863)	430 (1,843)	425 (1,820)
経営学部					
経営学科	448 (1,988)	440 (1,878)	435 (1,863)	430 (1,843)	425 (1,820)
法学部					
法律学科	447 (1,987)	440 (1,877)	435 (1,862)	430 (1,842)	425 (1,820)

※編入学定員

	第2学年		第3学年		第2学年		第3学年	
文学部								
宗教学科	10	10			商学科	10	30	
歴史学科	5	10			経営学部			
国際文化学科	5	15			経営学科	10	30	
日本文化学科	5	10			法学部			
					法律学科	10	30	

本学則は、平成13年4月1日から実施する。

(平成13年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成13年度から平成19年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文学部							
宗教学科	116 (526)	104 (510)	100 (490)	100 (470)	80 (434)	80 (410)	80 (390)
心理学科	130 (545)	130 (560)	130 (570)	130 (570)	130 (570)	130 (570)	130 (570)
歴史学科	120 (515)	120 (515)	120 (515)	120 (515)	100 (495)	100 (475)	100 (455)
国際文化学科	120 (525)	120 (525)	116 (521)	110 (511)	100 (491)	100 (471)	100 (455)
日本文化学科	120 (515)	120 (515)	116 (511)	110 (501)	100 (481)	100 (461)	100 (445)
商学部							
商学科	270 (1,708)	265 (1,518)	260 (1,313)	255 (1,105)	230 (1,065)	230 (1,030)	230 (1,000)
産業情報学科	170 (170)	170 (345)	170 (530)	170 (715)	170 (715)	170 (715)	170 (715)
経営学部							
経営学科	270 (1,708)	265 (1,518)	260 (1,313)	255 (1,105)	230 (1,065)	230 (1,030)	230 (1,000)
国際経営学科	170 (170)	170 (345)	170 (530)	170 (715)	170 (715)	170 (715)	170 (715)
法学部							
法律学科	440 (1,877)	435 (1,862)	430 (1,842)	425 (1,820)	400 (1,780)	400 (1,745)	400 (1,715)

※編入学定員

	第2学年		第3学年		第2学年		第3学年	
文学部								
宗教学科	10	10			商学科	* 10	30	
心理学科	10	10			産業情報学科	5	10	
歴史学科	5	10			経営学部			
国際文化学科	5	15			経営学科	* 10	30	
日本文化学科	5	10			国際経営学科	5	10	
					法学部			
					法律学科	10	30	

\* 第2学年編入は平成14年度より5名、第3学年編入は平成15年度より20名とする。

本学則は、平成14年4月1日から実施する。

(平成14年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成14年度から平成19年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文 学 部						
宗 教 学 科	94 (500)	90 (470)	90 (440)	70 (394)	70 (370)	70 (350)
心 理 学 科	150 (580)	150 (610)	150 (630)	150 (650)	150 (650)	150 (650)
歴 史 学 科	130 (525)	130 (535)	130 (545)	110 (535)	110 (515)	110 (495)
法 学 部						
法 律 学 科	295 (1,722)	290 (1,558)	285 (1,382)	260 (1,188)	260 (1,153)	260 (1,128)
現 代 社 会 法 学 科	140 (140)	140 (284)	140 (438)	140 (592)	140 (592)	140 (592)

※編入学定員

第 2 学 年 第 3 学 年

法 学 部

法律学科	* 10	30
現代社会法学科	4	10

\* 第2学年編入は平成15年度より6名、第3学年編入は平成16年度より20名とする。

本学則は、平成15年4月1日から実施する。

(平成15年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成15年度から平成19年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文 学 部					
宗 教 学 科	90 (470)	90 (440)	70 (394)	70 (370)	70 (350)
心 理 学 科	— (460)	— (320)	— (170)	— (0)	— (0)
歴 史 学 科	130 (535)	130 (545)	110 (535)	110 (515)	110 (495)
法 学 部					
法 律 学 科	290 (1,558)	285 (1,382)	260 (1,188)	260 (1,153)	260 (1,128)
現 代 社 会 法 学 科	140 (284)	140 (438)	140 (592)	140 (592)	140 (592)
心 身 科 学 部					
心 理 学 科	150 (150)	150 (310)	150 (480)	150 (650)	150 (650)

※編入学定員

第 2 学 年 第 3 学 年

法 学 部		
法 律 学 科	* 10	30
現 代 社 会 法 学 科	4	10
心 身 科 学 部		
心 理 学 科	10	10

\* 第2学年編入は平成15年度より6名、第3学年編入は平成16年度より20名とする。



本学則は、平成16年4月1日から実施する。

(平成16年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成16年度から平成19年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)
文学部								
宗教学科	90	(440)	90	(414)	90	(410)	90	(410)
心理学科	—	(320)	—	(170)	—	(0)	—	(0)
歴史学科	130	(545)	130	(555)	130	(555)	130	(555)
国際文化学科	110	(511)	110	(501)	110	(491)	110	(485)
日本文化学科	110	(501)	110	(491)	110	(481)	110	(475)
商学部								
商学科	225	(1,075)	225	(1,030)	225	(990)	225	(955)
経営学部								
経営学科	235	(1,085)	235	(1,050)	235	(1,020)	235	(995)
法学部								
法律学科	265	(1,362)	265	(1,173)	265	(1,143)	265	(1,118)
現代社会法学科	140	(438)	140	(592)	140	(592)	140	(592)
情報社会政策学部								
情報社会政策学科	280	(1,480)	280	(1,390)	280	(1,290)	280	(1,190)
心身科学部								
心理学科	150	(310)	150	(480)	150	(650)	150	(650)
健康科学科	150	(150)	150	(310)	150	(480)	150	(650)

※編入学定員

	第2学年	第3学年
法学部		
法律学科	* 10	30
現代社会法学科	4	10
心身科学部		
心理学科	10	10
健康科学科	10	10

\* 第2学年編入は平成15年度より6名、第3学年編入は平成16年度より20名とする。

	第2学年	第3学年
情報社会政策学部		
情報社会政策学科	* 20	30

\* 第2学年編入は平成17年度より10名、第3学年編入は平成18年度より20名とする。

本学則は、平成17年4月1日から実施する。

(平成17年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成17年度から平成20年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)
文学部								
宗教学科	80	(404)	80	(390)	80	(380)	80	(370)
商学部								
商学科	215	(1,020)	215	(970)	215	(925)	215	(915)
産業情報学科	130	(675)	130	(635)	130	(595)	130	(555)
経営学部								
経営学科	225	(1,040)	225	(1,000)	225	(965)	225	(955)
国際経営学科	140	(685)	140	(655)	140	(625)	140	(595)
法学部								
法律学科	225	(1,133)	225	(1,063)	225	(998)	225	(958)
情報社会政策学部								
情報社会政策学科	270	(1,380)	270	(1,270)	270	(1,160)	270	(1,150)

※編入学定員

	第2学年	第3学年
情報社会政策学部		
情報社会政策学科	* 20	30

\* 第2学年編入は平成17年度より10名、第3学年編入は平成18年度より20名とする。

本学則は、平成18年4月1日から実施する。

(平成18年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成18年度から平成23年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文学部						
宗教学科	80 (390)	80 (380)	80 (370)	80 (370)	80 (370)	80 (370)
商学部						
商学科	215 (970)	215 (925)	215 (915)	215 (915)	215 (915)	215 (915)
産業情報学科	130 (635)	130 (595)	130 (555)	130 (555)	130 (555)	130 (555)
経営学部						
経営学科	225 (1,000)	225 (965)	225 (955)	225 (955)	225 (955)	225 (955)
国際経営学科	140 (655)	140 (625)	140 (595)	140 (595)	140 (595)	140 (595)
法学部						
法律学科	225 (1,063)	225 (998)	225 (958)	225 (958)	225 (958)	225 (958)
情報社会政策学部						
情報社会政策学科	270 (1,270)	270 (1,160)	270 (1,150)	270 (1,150)	270 (1,150)	270 (1,150)
薬学部						
医療薬学科	150 (150)	150 (300)	150 (450)	150 (600)	150 (750)	150 (900)

※編入学定員

第2学年 第3学年

情報社会政策学部

情報社会政策学科 \* 20 30

\* 第2学年編入は平成17年度より10名、第3学年編入は平成18年度より20名とする。

本学則は、平成19年4月1日から実施する。

(平成19年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成19年度から平成22年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
文学部				
宗教学科	80 (364)	80 (338)	80 (330)	80 (330)
歴史学科	130 (543)	130 (531)	130 (527)	130 (527)
日本文化学科	110 (463)	110 (451)	110 (447)	110 (447)
国際文化学科	110 (468)	110 (451)	110 (447)	110 (447)
グローバル英語学科	110 (110)	110 (222)	110 (336)	110 (450)
商学部				
商学科	215 (906)	215 (877)	215 (874)	215 (874)
ビジネス情報学科	130 (584)	130 (533)	130 (529)	130 (529)
経営学部				
経営学科	225 (946)	225 (917)	225 (914)	225 (914)
現代企業学科	140 (614)	140 (533)	140 (569)	140 (569)
法学部				
法律学科	225 (978)	225 (918)	225 (914)	225 (914)
現代社会法学科	140 (582)	140 (572)	140 (569)	140 (569)
総合政策学部				
総合政策学科	270 (1,137)	270 (1,104)	270 (1,097)	270 (1,097)
心身科学部				
心理学科	150 (638)	150 (626)	150 (619)	150 (619)
健康科学科	150 (638)	150 (626)	150 (619)	150 (619)

※編入学定員

第2学年 第3学年

文学部  
宗教学科 \* 10 10

\* 第2学年編入は平成19年度より2名、第3学年編入は平成20年度より2名とする。

文学部  
歴史学科 \* 5 10

日本文化学科 \* 5 10

国際文化学科 \* 5 15

\* 第2学年編入は平成19年度より1名、第3学年編入は平成20年度より2名とする。

文学部  
グローバル英語学科 2 2

※編入学定員

	第 2 学 年	第 3 学 年
商 学 部 商 学 科	* 5	20
経 営 学 部 経 営 学 科	* 5	20
法 学 部 法 律 学 科	* 6	20

\* 第2学年編入は平成19年度より2名、第3学年編入は平成20年度より4名とする。

商 学 部 ビ ジ ネ ス 情 報 学 科	* 5	10
経 営 学 部 現 代 企 業 学 科	* 5	10
法 学 部 現 代 社 会 法 学 科	* 4	10

\* 第2学年編入は平成19年度より1名、第3学年編入は平成20年度より3名とする。

総 合 政 策 学 部 総 合 政 策 学 科	* 10	20
----------------------------	------	----

\* 第2学年編入は平成19年度より2名、第3学年編入は平成20年度より4名とする。

心 身 科 学 部 心 理 学 科	* 10	10
健 康 科 学 科	* 10	10

\* 第2学年編入は平成19年度より3名、第3学年編入は平成20年度より5名とする。

本学則は、平成20年4月1日から実施する。

(平成20年度入学生から適用する)

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)	入学定員	(収容定員)
文 学 部								
宗 教 文 化 学 科	70	(328)	70	(310)	70	(300)	70	(290)
商 学 部								
商 学 科	210	(872)	210	(864)	210	(859)	210	(854)
ビ ジ ネ ス 情 報 学 科	120	(523)	120	(509)	120	(499)	120	(489)
経 営 学 部								
現 代 企 業 学 科	130	(563)	130	(549)	130	(539)	130	(529)
法 学 部								
法 律 学 科	220	(913)	220	(904)	220	(899)	220	(894)
現 代 社 会 法 学 科	125	(557)	125	(539)	125	(524)	125	(509)
総 合 政 策 学 部								
総 合 政 策 学 科	245	(1,079)	245	(1,047)	245	(1,022)	245	(997)
心 身 科 学 部								
健 康 栄 養 学 科	80	(80)	80	(160)	80	(240)	80	(320)

本学則は、平成21年4月1日から実施する。

本学則は、平成22年4月1日から実施する。

本学則は、平成23年4月1日から実施する。

本学則は、平成24年4月1日から実施する。

本学則は、平成25年4月1日から実施する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、平成25年度から平成30年度までの入学定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)	入学定員(収容定員)
心身科学部						
心理学科	140 (609)	140 (599)	140 (589)	140 (579)	140 (579)	140 (579)
健康科学科	145 (614)	145 (609)	145 (604)	145 (599)	145 (599)	145 (599)
商学部						
商学科	250 (894)	250 (934)	250 (974)	250 (1,014)	250 (1,014)	250 (1,014)
ビジネス情報学科	0 (369)	0 (248)	0 (124)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
経営学部						
経営学科	290 (979)	290 (1,044)	290 (1,111)	290 (1,178)	290 (1,178)	290 (1,178)
現代企業学科	0 (399)	0 (268)	0 (134)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
経済学部						
経済学科	250 (250)	250 (502)	250 (758)	250 (1,014)	250 (1,014)	250 (1,014)
法学部						
法律学科	200 (874)	200 (854)	200 (834)	200 (814)	200 (814)	200 (814)
現代社会法学科	105 (489)	105 (469)	105 (449)	105 (429)	105 (429)	105 (429)
総合政策学部						
総合政策学科	210 (962)	210 (927)	210 (892)	210 (857)	210 (857)	210 (857)
薬学部						
医療薬学科	145 (895)	145 (890)	145 (885)	145 (880)	145 (875)	145 (870)
歯学部						
歯学科	125 (775)	125 (770)	125 (765)	125 (760)	125 (755)	125 (750)

※編入学定員

第2学年 第3学年

商学部

商学科 2 4  
ビジネス情報学科 ※1 ※3

\* ビジネス情報学科の第2学年編入は平成26年度より、第3学年編入は平成27年度より0名とする。

経営学部

経営学科 2 ※4  
現代企業学科 ※1 ※3

\* 経営学科の第3学年編入は平成27年度より6名とする。

\* 現代企業学科の第2学年編入は平成26年度より、第3学年編入は平成27年度より0名とする。

経済学部

経済学科 ※2 ※4

\* 第2学年編入は平成26年度より2名、第3学年編入は平成27年度より4名とする。

本学則は、平成26年4月1日から実施する。

本学則は、平成27年4月1日から実施する。

本学則は、平成28年4月1日から実施する。

本学則は、平成29年4月1日から実施する。